

民法 I

科目ナンバリング CIL-201
選択 2単位

李 采雨

1. 授業の概要(ねらい)

私たちは、社会生活を営みながら、意識しないうちに法律関係を結んでいる。具体的には、バスや電車に乗る、コンビニで飲み物を買う、友達とランチを食べる、治療のために病院に行く、などである。さらに、ある程度法律効果を意識しながら、賃貸借契約や売買契約を締結する場合もある。しかし、すべての契約が予想のとおりに進むわけではない。民法の知識は、不意打ち的な状況に遭った場合に、自分の権利を守る手段となる。したがって、本講義では、コモンセンスとしての民法を学ぶことを目的とする。

2. 授業の到達目標

民法は、「総則、物権法、債権法、家族法」に分けることができる。単一の法律としては、非常にボリュームのある大法典である。したがって、それぞれの条文を吟味しながら、学ぶことはできない。本講義では、このような時間的制約から、大学の専門学問としての民法ではなく、社会生活を営むための「一般常識としての民法」を学び、理解してもらうことを到達目標とする。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験: 50%、課題: 40%、出席: 10%

4. 教科書・参考文献

教科書

原田昌和＝秋山靖浩＝山口敬介 『START UP民法①総則判例30!』 有斐閣

参考文献

道垣内弘人 『リーガルベシス民法入門〔第3版〕』 日本経済新聞出版社

5. 準備学修の内容

本講義を理解するために、予習は不可欠である。講義の終了時には次回の範囲を告知するので、予習の上で講義に臨むのが望ましい。また、法律用語は一般用語とは異なり、重要な意味合いを内包しているので、学習の際には『法律用語辞典(第4版)』(有斐閣、2012年)、『法律学小辞典(第5版)』(有斐閣、2016)などを参照し、正確な意味を把握すること。

6. その他履修上の注意事項

上記の教科書は必携ではなく、参考書として扱うので、自分に合う体系書および教科書を持参してもかまわない。そして、講義中、条文を参照する場合が多いので、できる限り、最新の六法を必携すること。スマートフォンやノートパソコンのような電子媒体も認めるが、通覧性の観点から紙媒体をすすめる。また、学習とは無関係な電子機器の操作や私語は厳禁である。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンスおよび民法とは何か
- 【第2回】 民法の基本原則
- 【第3回】 胎児の権利能力
- 【第4回】 法人(法人の権利能力、権利能力なき社団)
- 【第5回】 性道徳に反する行為
- 【第6回】 法令違反行為
- 【第7回】 民法94条2項の類推適用
- 【第8回】 取消しと現に利益を受ける限度
- 【第9回】 代理における利益相反行為
- 【第10回】 夫婦相互の日常家事代理権と表見代理
- 【第11回】 親権者による代理権の濫用
- 【第12回】 無権代理人の責任
- 【第13回】 自己の物の時効取得
- 【第14回】 時効の援用権者
- 【第15回】 理解度の確認